

第6回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成30年6月25日(月)午後2時35分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(13名)

1番 住田 哲也	8番 太田 正人
2番 朴谷 和夫	9番 舟山 仁志
3番 豊田 孝行	10番 富永 学
4番 溝渕 康裕	11番 窪 郁夫
5番 杉山 央	12番 坂口 啓郎
6番 木下 和夫	13番 氏家 知身
7番 佐々木 康二	
5. 欠席委員(0名)
6. 議事日程

報告第6号	農地法第18条第6項について
議案第20号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第21号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第22号	土地の現況証明書の交付について
議案第23号	農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について
	その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堤 裕一
事務局次長	室屋 尚弘
事務局係長	佐藤 公紀

8. 会議の概要

開会 14 時 35 分

- 局長： 出席予定のみなさんが揃いましたので、ご起立願います。礼。
- 議長： それでは只今より、平成 30 年第 6 回農業委員会総会を開会いたします。
先月の総会の頃は、暖かくてこのまま良い天候が続いてほしいとあいさつしましたが、ここ数日は寒い日が続いており心配しています。この後、天気が回復し、気温が上がってくれればと思っております。
本日は何かとみなさんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
- 議長： 本日の会議録署名委員は、議席 7 番、佐々木委員、議席 8 番、太田委員にお願いいたします。ただいまの出席委員は 13 名、全員であります。それでは局長から本日の議事日程について説明して下さい。
- 局長： はい、1 ページをお開き願います。本日の議事日程は、「報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項について」2 件、「議案第 20 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」2 件、贈与 1 件、売買 1 件、「議案第 21 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」2 件、いずれも新規です、「議案第 22 号、土地の現況証明書の交付について」1 件、「議案第 23 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について」及び「その他」でございます。
以上、よろしくご審議願います。
- 議長： それでは議事に入ります。2 ページをお開き下さい。報告第 6 号、「農地法第 18 条第 6 項について」事務局より説明して下さい。
- 次長： はい、報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 項について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので報告する。平成 30 年 6 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、以下 2 番も貸主同じ、借主、〇〇〇、有限会社、〇〇〇〇、取締役、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇、地目、〇、面積〇〇〇〇㎡、農地法 3 条による売買のための解約です。
番号 2、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、〇、面積、〇〇〇〇㎡、こちらも農地法 3 条による売買のための解約です。後ほど審議されます議案第 20 号の農地法第 3 条による所有権移転、及び議案第 21 号の農地利用集積計画で詳しくご説明申し上げますが、ここでは 2 件の合意解約と共に、有限会社、〇〇〇〇の取締役が、〇〇〇氏から〇〇〇氏に交代した事も併せてご報告します。
以上です。
- 氏家会長： 只今、事務局より農地法第 18 条第 6 項の合意解約通知のあった 1 番と 2 番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。

- 委員： ありません。
- 議長： 無いようですので、1番から2番について報告とさせていただきます。
続きまして、3ページの議案第20号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より1番について説明して下さい。
- 次長： はい、議案第20号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。平成30年6月25日提出、当麻町農業委員会会長名。
所有権移転の番号1、贈与者、〇〇〇、〇〇〇〇、受贈者、〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、外2筆、計3筆、地目すべて〇、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇〇〇〇㎡、申請理由は贈与であります。申請箇所は4ページの図面のとおりで、〇〇〇、〇〇道路から分岐する〇〇道路沿いの農地でありまして、贈与者の〇〇の申入れに対し、受贈者、〇〇の子であります、〇〇が合意した事により、農地法3条による所有権移転の申請となりました。
今回の贈与につきましては、〇〇所有の農地全てではなく、将来の経営移譲へ向け、一部を贈与する内容であります。事務局としても一部の贈与は初めてのケースであることから、北海道農業会議に照会を行ったところ、〇〇が〇〇の専従者、後継者として農地法3条による所有権移転は、農業経営が世帯主義であるとの考え方から問題ないとの回答を得ております。
〇〇〇〇は現在〇歳、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく、許可要件を満たしていると考えます。別にお配りしております、別添農地法3条調書を後刻ご覧願います。
以上です。
- 議長： はい、ただいま所有権移転の1番、贈与について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。
- 委員： ありません。
- 議長： それでは無いようですので、採決いたします。所有権移転の1番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。
「 全 員 挙 手 」
- 議長： はい、賛成全員であります。議案第20号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の1番については、原案のとおり決定をいたしました。
続きまして、所有権移転の2番について審議いたします。事務局より説明して下さい。
- 次長： はい、所有権移転、番号2、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、有限会社、〇〇〇〇、取締役、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、〇、面積〇〇〇〇㎡、水張〇〇.〇a、経営面積、うち借入面積とも〇〇〇〇㎡、申請理由、事業承継に伴う売買、申請箇所は、5ページ、2番の箇所でありまして、売主の申入れに対し、買主が合意したことにより、農地法3条による売

買となりました。

今回の売買につきましては、有限会社、〇〇〇〇が〇〇〇〇個人から賃貸借していた農地を農地保有適格法人として取得するものであります。当該法人は臨時総会等、所定の手続きを行い、すべての株式を取締役、〇〇〇〇が取得、また役員でありました〇〇〇〇、〇〇〇〇が辞任しております。

法人としては、役員変更の後もこれまでの事業を承継するとしており、申請書に添付された定款、履歴事項全部証明書及び総会議事録等により農地保有適格法人の要件、すべてを満たすことを確認しております。

また、聞き取りによる現在の状況は、〇〇〇〇取締役と新規雇用された従業員1名が、技術顧問となった〇〇〇〇指導の下、バラ生産へ向けた土づくり及び施設整備等に取り組んでおり、目標としている来年7月の出荷へ向け作業を行っております。農地の権利取得後は、後ほど審議されます農用地利用集積計画により、これまで同様一部の農地は賃貸いたしますが、将来的に事業が軌道に乗れば花き生産面積の拡大も計画しており、今回取得する農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。別にお配りしております、別添農地法3条調書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： ただいま所有権移転の2番、売買について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の2番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。議案第20号、農地法第3条の規定に基づく許可申請の2番については、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、6ページの議案第21号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議いたします。利用権設定の新規、1番と2番について事務局より説明して下さい。

次議長： はい、議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第6回）の決定について審議を求める。平成30年6月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

利用権設定の番号1、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外3筆、計4筆、地目、すべて〇、面積合計〇〇〇〇㎡、作付、〇〇．〇a、経営面積、〇〇〇〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇〇〇〇㎡、契約期間は1年、申請理由は、相手方の要望。圃場は、緑郷1区、7ページの箇所です。

番号2、貸主、〇〇〇、有限会社、〇〇〇〇、取締役、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇、地目、田、面積〇〇〇〇㎡、作付、〇〇．〇a、経営面積、〇〇〇〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇〇〇〇㎡、契約期

間は6年、申請理由は、相手方の要望、圃場は、〇〇〇、8ページの箇所です。当該農地につきましては、報告第6号での合意解約報告のとおり、〇〇〇〇個人が、〇〇〇〇と賃貸していた部分であります。先ほどの農地法3条の所有権移転決定により有限会社、〇〇〇〇に所有権が移ることから新たに賃貸を行うものです。以上です。

議 長： ただいま利用権設定の新規1番と2番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

委 員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。利用権設定の1番と2番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。利用権設定の1番と2番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、9ページの議案第22号、「土地の現況証明書の交付について」審議いたします。それでは事務局より1番について説明して下さい。

次 長： はい、議案第22号、土地の現況証明書交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成30年6月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、地番〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、登記地目、すべて〇、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇、〇〇〇〇、願い出理由、地目変更登記のため。現地確認は、6月18日、舟山委員と太田委員が行いました。願い出のありました土地は、10ページに記載の箇所でございます。〇〇道路と〇〇道路の交差点の角で、図面上では〇〇道路を挟んで、左上が〇〇団地、右下が〇〇団地になります。現地の現況は、住宅地内の宅地の一角にあり、一般住宅建設のための売買を予定しているとのことであります。〇〇団地は昭和50年代から、隣接する〇〇団地は平成14年より分譲、宅地化が進んでおります。当該農地は十数年農地として利用されていないことは明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。

以上です。

議 長： ただいま土地の現況証明書交付についての1番について、事務局より説明がありました。ご質問等ございませんか。

委 員： ありません。

議 長： 無いようですので、採決いたします。議案第22号、土地の現況証明書交付の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。1番については原案のとおり決定しましたの

で現況証明書の交付をいたします。

続きまして、11 ページの議案第 23 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について審議いたします。事務局より説明をして下さい。

次 長： はい、議案第 23 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について、農地法第 37 条の規定により、審議を求めます。平成 30 年 6 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじになっております、別紙 1、及び別紙 2 をご覧願います。

本件につきましては、平成 28 年 4 月の改正農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたものであります。従前から、当麻町農業委員会においては、活動内容について事務局で決裁を行い、町ホームページに公表しておりましたが、法制化により、昨年総会議案として審議いただいております。この内容で決定いただきましたならば、これまでどおり町ホームページに公開するとともに、農林水産省へ提出することとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

はじめに別紙 1、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について、ご説明申し上げます。Ⅰ、農業委員会の状況、平成 29 年度末ということで、1 番の農業の概要では、農水省がまとめております「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」及び「農地の利用状況調査」等に基づき記入することとなっております。また、2 番の農業委員会の現在の体制につきましては、平成 29 年 7 月 19 日までの旧制度における農業委員会委員の構成人数と 7 月 20 日からの新制度における構成人数であります。

2 ページをご覧願います。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化では、1 番の現状及び課題において、平成 29 年 4 月現在の当麻町内農地の担い手への集積率が 81.3%であることを、2 番、平成 29 年度目標及び実績で、新規に 87ha を集積し、達成状況が 101%になったことを記載しております。

続いて 3 ページのⅢでは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進として、2 番の平成 29 年度の目標で 1 経営体を掲げておりましたが、実績では新規参入がなかったことを記載しております。

4 ページ、Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価、1 番の現状及び課題で平成 29 年 4 月現在、遊休農地は 13ha を確認しており、2 番の目標及び実績でその 13ha を解消目標としておりましたが、指導等により保全管理が行われ、2ha の解消となりました。残り 11ha は、相続放棄された農地であります。3 番で記載しております、昨年行いました農地パトロールの結果は新たな遊休農地は確認されておられません。

5 ページの違反転用への適正な対応については、実績はございません。6 ページ以降につきましては、農地法 3 条に基づく許可、転用許可及び農業委員会事務に係る処理件数等の実績でございます。

続きまして別紙 2 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてご説明申し上げます。別紙 2 をご覧願います。Ⅰ、農業委員会の状況で

は、1番、農家・農地等の概要として、先ほどの平成29年度の点検・評価と同様、「農林業センサス」等の数値を記入しております。2番の農業委員会の現在の体制につきましても、本年4月1日現在の状況で現在の農業委員会委員の構成人数を記入しております。

2ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化では、1番、現状及び課題で、平成30年3月の集積率が85.5%であることを、2番、平成30年度の目標及び活動計画で、今年度の新規の集積目標を40haとすることを記載しております。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の2番では、参入目標を1経営体、1haに設定しております。

続きまして3ページ、Ⅳの遊休農地に関する措置では、前年度の遊休農地11ha、これは全体農地面積の0.25%にあたりますが、この11haにつきまして、早急に解消できるよう、関係機関と協力しながら働きかけを行っていくとともに、農地の利用状況調査、農地パトロールを実施し、必要な場合はあっせんや利用関係の調整を行うこととしております。

Ⅴの違反転用への適正な対応では、違反転用を発生させないように、農地パトロール等の監視活動を実施することと違反防止のための啓発、調査を行うこととしております。

以上、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案としてご審議いただきますようご提案いたします。

議長： ただいま、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画（案）について事務局より説明がありました。法制化により、毎年度の活動目標を総会で決定し、公表することとなっております。内容等についてご意見、ご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。議案第23号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第23号につきましても、原案のとおり決定いたしました。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課

農業振興課： 2点ほどご報告いたします。はじめに熊の目撃情報についてですが、緑郷地区、当麻山で目撃されていましたが、当麻山で1頭、開明で1頭捕獲さ

れています。しかしながらその後も目撃情報がありますので、引き続きご注意願います。

それから6月14日ではありますが、でんすけすいかの初セリが行われております。札幌市場で50万円、旭川市場で55万円で落札されております。

本日は、農業センター所長が欠席しておりますので、私からセンター次長の立場でご報告させていただきます。まず、収入減少影響緩和対策、ナラシについて、本年も発動されます。対象作物はコメではなく大豆の部分になりますが、作付け者全員ではなく大豆の割合が高い方で米も含めて基準を満たした場合に発動されるということです。

それから、来月7月4日から6日まで作物の現地確認を行いますのでよろしくお願いいたします。

議 長： 土地改良区

土地改良区： 特にございませぬ。

議 長： 農協

農 協： 特にございませぬ。

議 長： 共済組合お願いします。

共済組合： 現在関係機関と連携して作物の確定作業を実施しております。計画と作付け内容が変わりましたら、農業センター若しくは共済組合へご連絡願います。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、内容等についてご質問等ございませぬか。

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局係長： 総会終了後、先ほど行いました転用箇所の協議を行いますので、委員のみなさんは引き続き出席願います。

本日配布しております、「今後の農業施策等に関する要望書」につきましては、去る5月30日に東京都で行われ、氏家会長が出席いたしました北海道選出国會議員要請集会において、上川地方農業委員会連合会から提出された要望書であります。委員のみなさんにもご一読いただきたくご用意しましたのでご覧願います。

以上です。

議 長： それでは、次回、平成30年7月の農業委員会総会の日程であります。7月25日、水曜日、午後1時30分から予定しております。お忙しい時期ですが、関係機関、委員のみなさんは、日程の調整をよろしく願います。これもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。ご苦勞さまでした。

閉会 15時16分